

## 菅島採石場緑化協定書

鳥羽市（以下、「甲」という）と菅島町内会（以下、「乙」という）と鶴田石材株式会社（以下、「丙」という）とは、菅島採石場の緑化について、次のとおり協定書を締結するものとする。

第1条 甲、乙、丙は、菅島採石場の緑化復元を目的として、協力して緑化にあたる。

第2条 菅島採石場において緑化とは、法面整形工（緑化のための採石）及び緑化工とする。

第3条 丙は、丙の費用と負担において、前条の菅島採石場の緑化を平成34年3月31日までに終結する。ただし、緑化工については、1年間の猶予を認める。

2 前項の履行を担保するため、平成26年7月11日までに丙は金5千万円を担保金として甲に預ける。

3 甲は、前項の担保金について緑化の終了が確認できた時点で丙に返金するものとする。この場合、担保金には利息を付さないものとする。

4 甲は、丙が丙の責に帰すべき理由により第1項の義務を果たさなかった場合、第2項の担保金を没収する。又、担保金は、菅島採石場の緑化工のために使用する。

5 丙は、第1項の義務を果たさなかった場合は違約金1億円を甲及び乙に支払うものとする。ただし、違約金額については、緑化、土地利用等の進捗状況を勘案し、甲、乙、丙、協議をする。

6 甲、乙、丙は、緑化終了後の地内の開発のあり方等について継続して協議する。

第4条 丙は、緑化復元を図るため、緑化資金の原資として平成26年7月11日までに緑化基金2億円を積み立てる。



4 甲は、丙から第1項の報告を受けた時は、市ホームページに緑化の進捗状況を公表する。

第8条 この協定に定める事項及びこの協定に定めのない事項について協議の必要が生じたときは、その都度甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

第9条 この協定書は、甲が土石（かんらん岩）売買契約書について鳥羽市議会の議決を受けた日から効力を生じるものとする。（議決日平成26年7月11日）

第10条 本協定書の締結に伴い、平成15年1月23日締結の協定書（平成26年3月31日変更）は効力を失う。

この協定成立の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙押印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

平成26年 7月 1日

甲 鳥羽市鳥羽3丁目1番1号  
鳥羽市長 木田 久主一

乙 鳥羽市菅島町3番地  
菅島町内会長 木下 吉久

丙 名古屋市熱田区森後町3番24号  
鶴田石材株式会社  
取締役社長 鶴田 欣也